

第40回 東大阪市子ども・子育て会議における委員からの意見及び市の回答

案件	意見	委員	市の回答
<p>地域における小学校就学前の子ども対象とした多様な集団活動事業の利用支援の基準について</p>	<p>「5. 集団活動内容」の(1)に「子どもの最善の利益」あるいは「子どもの人権」という文言を加える、もしくは、新たに項目(3)を立てて、「子どもの最善の利益」あるいは「子どもの人権」に関する内容を加えることについてご検討いただきたいです。</p> <p>たとえば                      (1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、<u>子どもの最善の利益を考慮した／子どもの人権に十分配慮した活動内容を工夫すること。</u>                      (3) 活動にあたっては常に、子どもの最善の利益を考慮すること。/<u>子どもの人権に十分な配慮をおこなうこと。</u></p>	井上委員	<p>「5. 集団活動内容」に次の文言を追記しました。                      (3) 活動にあたっては、子どもの人権に十分な配慮を行うこと。</p>
	<p>市の独自の基準の変更点について確認させていただきました。保育現場から見ますと、配置基準のそもそものところの数字がやはり気になって仕方がないです。国や市の基準通りでは現在のところお子さんを安全にしっかりお預かりできない状況で、どこの園も独自で基準の1.5～2倍など増やして人員確保して運営しているところ。昨今、処遇の改善も言われますが、少し賃上げされたところで、それは基本の人員に与えられるもので、実際はそれより多くの人数で分配される事となり、報道などで、“これだけ上げました！”というものとギャップが生じます。論点がズレて申し訳ありませんが、根本的に国や市の基準を検討しなおすべきだと思っています。</p>	川南委員	<p>本市では、国基準に上乗せして職員の配置及び処遇改善を図るため次の補助金等を実施しております。                      ・1歳児の職員配置について、国基準に上乗せをして1：5となるように条例で規定し、人件費補助を実施しております。                      ・国基準に上乗せして、各園で職員を配置できるように、市独自事業として「保育特別対策費補助金」を実施しております。                      ・職員の処遇改善のため、国の補助事業である「宿舎借り上げ支援事業」「保育補助者雇上強化事業」「保育体制強化事業」を実施し、保育士等の労働環境の改善に取り組んでおります。                      今後とも必要な職員配置及び処遇改善等ができるように検討してまいります。</p>
	<p>本案件の「小学校就学前の多様な集団活動事業の市としての利用支援基準」の設定を検討する事は、大事な事だと考えます。</p> <p>質問です。第1に、この集団活動事業のイメージや具体性について、どういった内容があるのでしょうか。具体イメージについては、前の子ども・子育て会議で、民族学校等話されていましたが、他にはどうでしょうか。発達等障害課題があるお子さんで集団活動が馴染みにくい子ども達等への集団活動等でしょうか。もし先駆的に実施されている自治体例があり、今回国からの補助となつたのであれば、そうした事例を教えてください。</p> <p>第2にですが、保育の必要性のある子どもの割合についてです。無償化対象児が半数を超えないという国基準は、どうしてそうなるのですか。基準以上の無償化の対象者があつた場合には選抜等が生じますか。</p> <p>多様な集団活動事業としていますが、この事業で、保護者が就労している子どもも対応とする？待機児童の対応にも準ずる活動だからでしょうか。よくわかりにくかったので、お尋ねしました。</p> <p>第3に利用基準を市として設定するので、保育の質の点検や不適切な保育がなされた際、その事業が実施後の市の監査や指導体制については、どうなりますか。</p>	中川委員	<p>質問第1                      国では、本事業を開始するにあたり、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、自然体験活動の特徴とするものや外国人等を主たる対象とするもの、様々な遊びや生活体験を通じた活動を行うものなどを対象に調査事業を実施し、その結果をもとに制度設計をされました。他自治体でも、民族学校、インターナショナルスクール、自然の中で活動する団体、モンテッソーリ教育などの幼児教育を実施する団体などが対象施設として決定をされています。ご質問の発達等に課題のある子どもを対象として活動されている団体は、申し訳ございませんが、把握しておりません。</p> <p>質問第2                      参考資料が分かりにくい記載になっており、申し訳ございません。現在、認可を受けている教育・保育施設（認定こども園・保育所等）を利用するすべての園児は、幼児教育・保育の無償化の対象になります。（私学助成の幼稚園を含む。）また、認可外保育施設を利用する園児は、新2号認定（保育の認定）がある場合は、無償化の対象となります。ご指摘の過半数の基準は、既に幼児教育・保育の無償化の対象となっている認可外保育施設が、本事業を活用できる要件として、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね過半数を超えないことの規定が適用されます。現在、幼児教育・保育の無償化の適用となっている子どもは、引き続き無償化の対象となります。</p> <p>質問第3                      活動内容等については、毎年集団指導を開催すること、対象施設等から運営状況が分かる資料を提出していただくこと、また必要に応じて実地調査を実施することで、安全面等の確認をしております。</p>
	<p>資料のご送付、ありがとうございます。拝読しました。作成していただきました「対象施設等の基準」について異論はございません。「多様な集団活動事業」というものがどういうものなのか、たとえば、どういう活動なのか知りたいです。</p>	南口委員	<p>多様な集団活動事業は、それぞれの団体の理念に基づき活動されており、他自治体では、民族学校、インターナショナルスクール、自然の中で活動する団体、モンテッソーリ教育などの幼児教育を実施する団体などがあります。なお、現時点で本市に相談がある施設等は、民族学校や自然の中で活動する団体になります。</p>

案件	意見	委員	市の回答
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援の基準について	<p>特に意見はありません。 質問ですが、前回説明された自然活動の団体さんや民族学校など、どの程度の児童が利用されているのかお聞きしたい。 (数名程度なのか何十人規模なのか?)</p>	好川委員	現時点で本市が把握している対象児童は、10名程度です。
	<p>市が園児の安全確保等の観点から独自基準を考えられたのは、子どもたちにとって非常に良いことだと思われま。非常災害に対する措置では、市火災予防条例に基づき、防火対象物使用開始届出を消防署に提出の義務を盛り込んでいるところなど、子どもの安全確保に重きをおいた独自基準だと思ひます。安全確保の観点から気になった点が、「集団活動に従事する者の数」「集団活動に従事する者の資格」です。国基準から曖昧な表現である“概ね”を削除したことに対してではなく、「満3歳以上満4歳に満たない幼児につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上」の下線の「1人以上」です。1人でも2人でも5人でもOKとなつてしまい、1人と5人では安全確保面では大きく変わります。保育所の配置基準に沿っていることも十分に理解しているつもりですが、安全確保の視点と掲げるのであれば、「2人以上」と設定すべきと思ひます。また、「有資格」の部分も、3分の1では、預ける側の保護者にとって安心しにくいと思ひます。子どもを預かることには、重い責任が課せられます。有資格、無資格では従事するにあたり、意識の違いがどうしても生まれてしまいます。その意識の違いが事故の要因となりやすいため、できる限り有資格者が従事すべきだと思ひます。</p>	奥野委員	<p>本事業は、幼児教育・保育の無償化の対象となつていない施設等を利用する保護者の利用料を還付する制度となつております。 「集団活動に従事する者の数」や「集団活動に従事する者の資格」は、既に幼児教育・保育の無償化の対象となつている認可外保育施設に準じた取り扱いとなつておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、対象施設等の決定基準は、最低基準となつておりますので、各対象施設において活動内容等に応じた適正な職員配置をしていただくこととなります。対象施設には、毎年集団指導を開催すること、運営状況が分かる資料を提出していただくこと、また必要に応じて実地調査を実施することで、活動内容や安全面等の確認をしてまいります。</p>
	<p>基準については、幼・保・子ども園に準じており「概ね」という言葉も削除してあり良いと思ひます。支援が必要な場合の配置や又職員の中で責任がとれる正職、非正規などの明記も必要かと思ひます。(資格以外に)乳児期は、保育所で過ごし、幼児からルーツのある民族学校やインターナショナルの幼稚園に通わせる方も増えてきています。東大阪市に住んでいる子ども達には同じ給付が受けられるようになるのが望ましいと思ひます。資金面や長期休みの中の対応が大変だと聞きますので、現金給付と共に預かり保育、一時保育の充実も必要だと思われま。慢性的な人手不足な保育所・こども園現場ですが、そういう園の充実がはかれると「潜在保育士」と思われる方も働ける環境が広がるのではないかとと思ひました。</p>	福井委員	<p>対象施設等の決定基準は、最低基準となつておりますので、各対象施設において活動内容等に応じた適正な職員配置(雇用形態を含む)をしていただくこととなります。対象施設には、毎年集団指導を開催すること、運営状況が分かる資料を提出していただくこと、また必要に応じて実地調査を実施することで、活動内容や安全面等の確認をしてまいります。 また、慢性的な人材不足については、市主催の就職フェアを実施し、新たな保育士の確保に努めております。また、保育士の労働環境を改善するため、市独自事業として「保育特別対策費補助金」や国の補助事業である「宿舍借り上げ支援事業」「保育補助者雇上強化事業」「保育体制強化事業」などを実施しております。様々な事業を実施して保育士確保に努めており、一時預かりについても充実を図ることができるよう検討してまいります。</p>
	<p>幼児教育無償化の目的が、全ての子どもに質の高い幼児教育の機会を保障するという観点から、地域や保護者のニーズに応え、重要な役割を担われている施設もたくさんあると認識しております。市の基準と各施設の子どもたちに等しく充実した教育環境を提供する理念を合致させ、子どもの安全・安心を最優先にされた内容の把握が必要だと思ひます。</p>	斎藤委員	<p>ご意見、ありがとうございます。 安全面については、毎年集団指導を開催すること、対象施設等から運営状況が分かる資料を提出していただくこと、また必要に応じて実地調査を実施することで確認してまいります。</p>
	<p>まずこの文部科学省の「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業」に本市として、1/3の負担の予算計上を上程されたこと自体に、本市の子育て世代の市民から(対象となる保護者でなくとも)大きな信頼が得られていると思ひます。 さらに、資料にある「市基準と国基準の比較表」にあるとおり、本市において国の基準より園児やその保護者にとって手厚い基準を示されることは、結果的に支援の幅を広げることになり、さらに高く評価されると思ひます。 最終的に対象園児の保護者に給付金が支給されるまで、様々な手続きが必要となりますが、子ども達の未来のために、どうぞよろしくお願ひ致します。 このような行政の手厚い支援を受けながら、小学校に入学してくる子どもたちを、我々教職員はその責任の重さを感じながらお預かりしたいと思ひます。</p>	野々村委員	ご意見ありがとうございます。
資格者の配置や施設の基準が明確になることは良いと思ひます。	岡本委員	ご意見ありがとうございます。	

案件	意見	委員	市の回答
その他	(支援が必要なお子様がいる保護者の方のためにも、)市・園・施設(支援センター)・病院の連携が今以上にあるととても良いと思います。	南口委員	ご意見ありがとうございます。今後の対応につきましては、部内にて共有、検討してまいります。
	審議事項が1点ですし、コロナ禍の社会で、対面会議をされない事も承知しております。ただ、だからこそ、大阪府下の多くで実施されているオンライン・ハイブリット型も含む会議の運用や実施を前向きに、検討いただきたいです。	中川委員	ご意見ありがとうございます。対面・オンライン・ハイブリット・書面それぞれのメリット・デメリットを踏まえ、審議事項の内容に応じた適切な開催方法を検討してまいります。
	個人的な意見ですが、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の支援ということで、例えば小学校低学年の学習内容を、前もって学習しておくことは、一定の子どもや保護者にとっては入学時の安心感につながると思いますが、やりすぎると入学後の子どもたちの既習経験の差となって明確に表れてきます。小学校の教職員として勤務していた経験上、幼稚園・保育園・こども園の特色が影響していることを感じてきました。多様な集団活動事業ですので、子どもたちが普段できないようなものや、家庭では実施困難なもの、小学校入学後に体験機会が少なくなるようなものに、支援できるような事業が望ましいのではないかと考えます。	岡本委員	多様な集団活動事業は、それぞれの団体の理念に基づき活動されており、民族学校や自然の中で活動する団体などがあります。活動を通じて、幼児期にふさわしい生活や遊び、経験を積み重ねることが、子どもの発達において大切であると考えております。ご指摘の点を考慮して事業を実施してまいります。
	幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会での議論が重ねられているので、就学前教育をめぐる課題である質に焦点をあてた共通すべき共有を図っておくことも必要だと考えます。	斎藤委員	ご意見ありがとうございます。本市の教育・保育の質の向上に向けて、「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における今後の議論等を踏まえながら、課題の把握及びその共有を図ってまいります。